

医政研発 1023 第 1 号  
政情参発 1023 第 1 号  
平成 26 年 10 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省医政局研究開発振興課長  
(公印省略)

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官  
(公印省略)

情報通信技術（ICT）を活用する際の標準的な規格等について

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「総合確保方針」という。）が策定されたところであり、情報通信技術（ICT）の活用については、「標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術（ICT）の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。」とされている。

上記の「標準的な規格」とは、「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）」を指すものであり、別添「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について」（平成 24 年 3 月 23 日政社発 0323 第 1 号）に留意されるよう、貴職におかれては改めて関係者に周知方をお願いする。

なお、同通知中「2 厚生労働省標準規格について」に記載している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」の策定について（平成 25 年 10 月 10 日政社発 1010 第 1 号）を参照されたい。

また、下記事業の成果についても、情報通信技術（ICT）の相互運用性等を確保する観点から、積極的な活用が図られるよう関係者に周知方をお願いする。

記

1. 厚生労働省電子的情報交換推進事業（SS-MIX）

(<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>)

2. 医療機関間で医療情報を交換するための規格等策定に関する請負業務  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052146.html>)
3. 医療情報システムにおける相互運用性実証事業  
([http://www.nss-med.co.jp/project/project3\\_1.html](http://www.nss-med.co.jp/project/project3_1.html))